

申 請

平成24年5月30日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

茨城県知事  
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年5月23日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。  
城里町、石岡市、那珂市において産出された茶(一番茶以降)
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

城里町、石岡市、那珂市で産出される一番茶以降の茶

### 2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※)	採取日	測定結果	
				放射性セシウム(Bq/kg)	
城 里 町	一番茶(生葉)	城里町②	H23 5/18	1,030	
	一番茶(生葉)	城里町②	H23 5/26	730	
	一番茶(生葉)	城里町②	H23 6/ 1	920	
	一番茶(飲用茶)	城里町①	H24 5/10	4.7	
		城里町②		5.5	
		城里町③		9.3	
		城里町④		5.6	
		城里町⑤	H24 5/16	8.8	
		城里町③-1		5.4	
		城里町③-2	H24 5/18	6.2	
		城里町⑤-1	H24 5/16	7.9	
		城里町⑤-2		7.7	
石 岡 市	一番茶(飲用茶)	石岡市①	H24 5/11	8.5	
		石岡市②		7.0	
		石岡市③		8.3	
		石岡市①-1	H24 5/21	7.7	
		石岡市①-2		6.3	
那 珂 市	一番茶(飲用茶)	那珂市①	H24 5/16	4.4	
		那珂市②		4.2	
		那珂市③		4.6	

(※)

検査地点の選定方法

○城里町

本県の北西部に位置する城里町は、中山間地域に位置づけられ、ほ場は狭隘かつ傾斜が比較的多い地形となっている。

また、町は、3の旧町村からなるが、茶の栽培は、このうち旧常北町に属する古内地区(上古内及び下古内)の他、旧七会村(赤沢地区、徳藏地区及び塩子地区)の大別すると2地域で多く栽培されており、今回のは場は、昨年度出荷制限を判断した採取地点(②)に加え、文部科学省及び県による航空機モニタリング結果、町調査

による空間線量及び生葉検査を参考に、地域的な広がり及び福島第一原発の影響がより懸念されるほ場条件(斜面等)を有する地点を考慮し(①、③、④及び⑤)を選定した。

③及び⑤の追加検査については、茶園全体の状況を反映するようにサンプリングを実施した。

#### ○石岡市

石岡市は、茨城県のほぼ中央に位置し、筑波山と霞ヶ浦に挟まれた、なだらかな土地にある。

石岡市の茶の販売農家は1軒(3圃場)のみであり、市内で唯一流通されている当該農家の圃場が所在する八郷地区の片野から3箇所採取を行った。

なお、石岡市において、平成23年度はモニタリング検査を実施していない。

#### ○那珂市

那珂市は、本県の中央よりやや北よりに位置し、南側は水戸市に接している。市の北側には久慈川が、西側には那珂川が流れている。この河川の沿岸に広がった水田地帯と中央に広がった那珂台地からなっている。生産される園芸品目は多品目にわたり、茶については自家用としての栽培がある。

茶は生産者3戸で、市内の瓜連地区(①)、本米崎地区(②)、飯田地区(③)の3地区に点在している。今回の圃場は、全ての生産者から1地点づつ選定した。

なお、那珂市において、平成23年度はモニタリング検査を行っていない。

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、城里町、石岡市及び那珂市内の3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

### 4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である城里町における茶の流通は、自らの茶園及び近隣農家が生産した茶葉を町内15工場で加工、そして販売する、いわゆる「自製、自販」の形態が主である。

石岡市における茶の流通は、自らの茶園及び近隣農家が生産した茶葉を市内1工場で加工、大部分はそのまま出荷し、一部を自家消費分としている形態が主であり、規模が小さい生産者はほとんどが自家消費である。

那珂市は、自家用のみの生産で販売はしていない。摘み取られた茶葉を、近隣の加工場へ委託している。

自家用のみの生産者へは流通しないように指導を徹底する。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施するとともに、各工場に対し、入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能としてきた。

また、城里町、石岡市、那珂市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である $100\text{Bq}/\text{kg}$ を超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町、常陸太田市、常陸大宮市の8市町及び今回解除申請する城里町、石岡市、那珂市の計11市町を除く茨城県下33市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

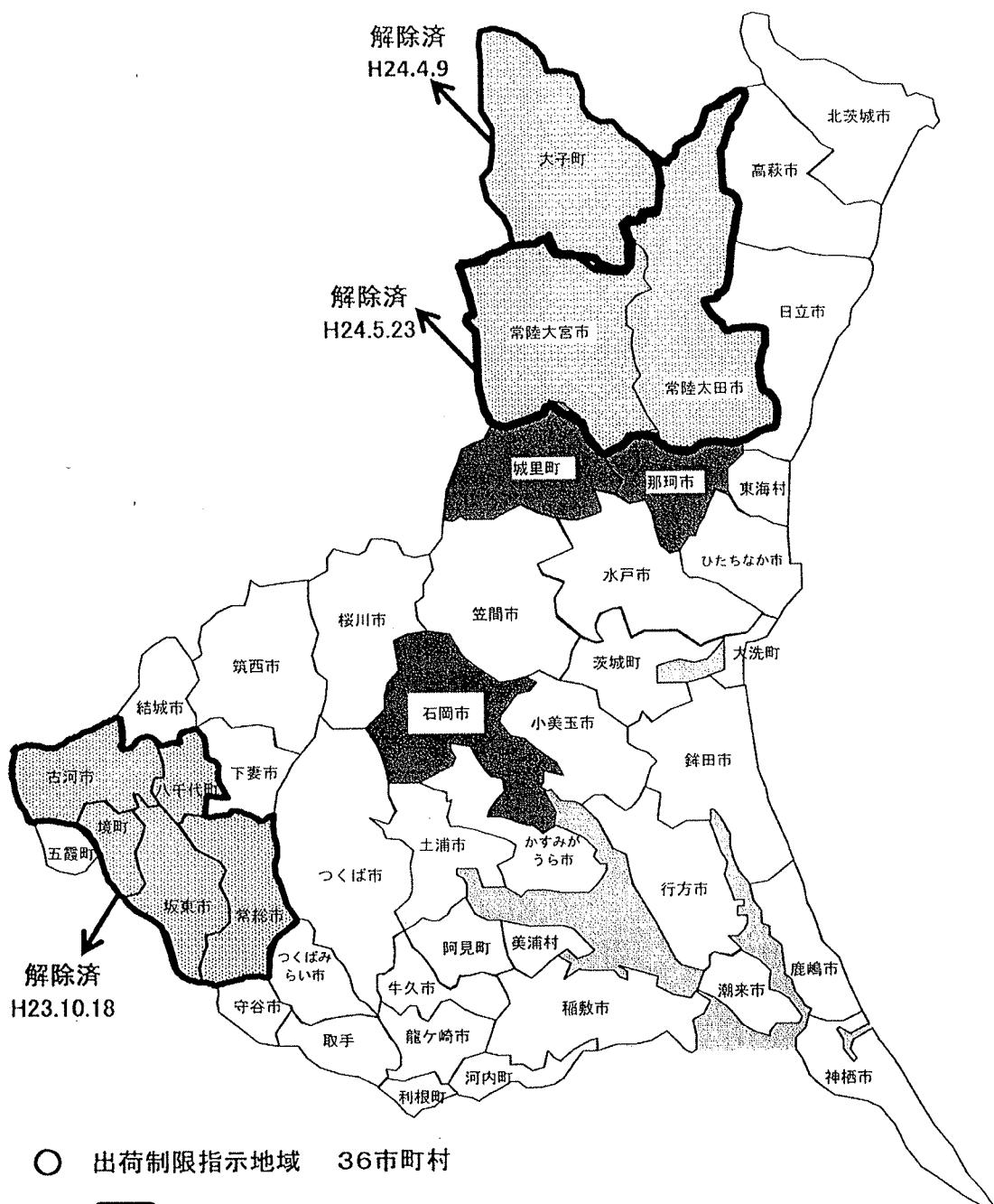
さらに、当該11市町から生産された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

## 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

平成24年5月

## 茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況

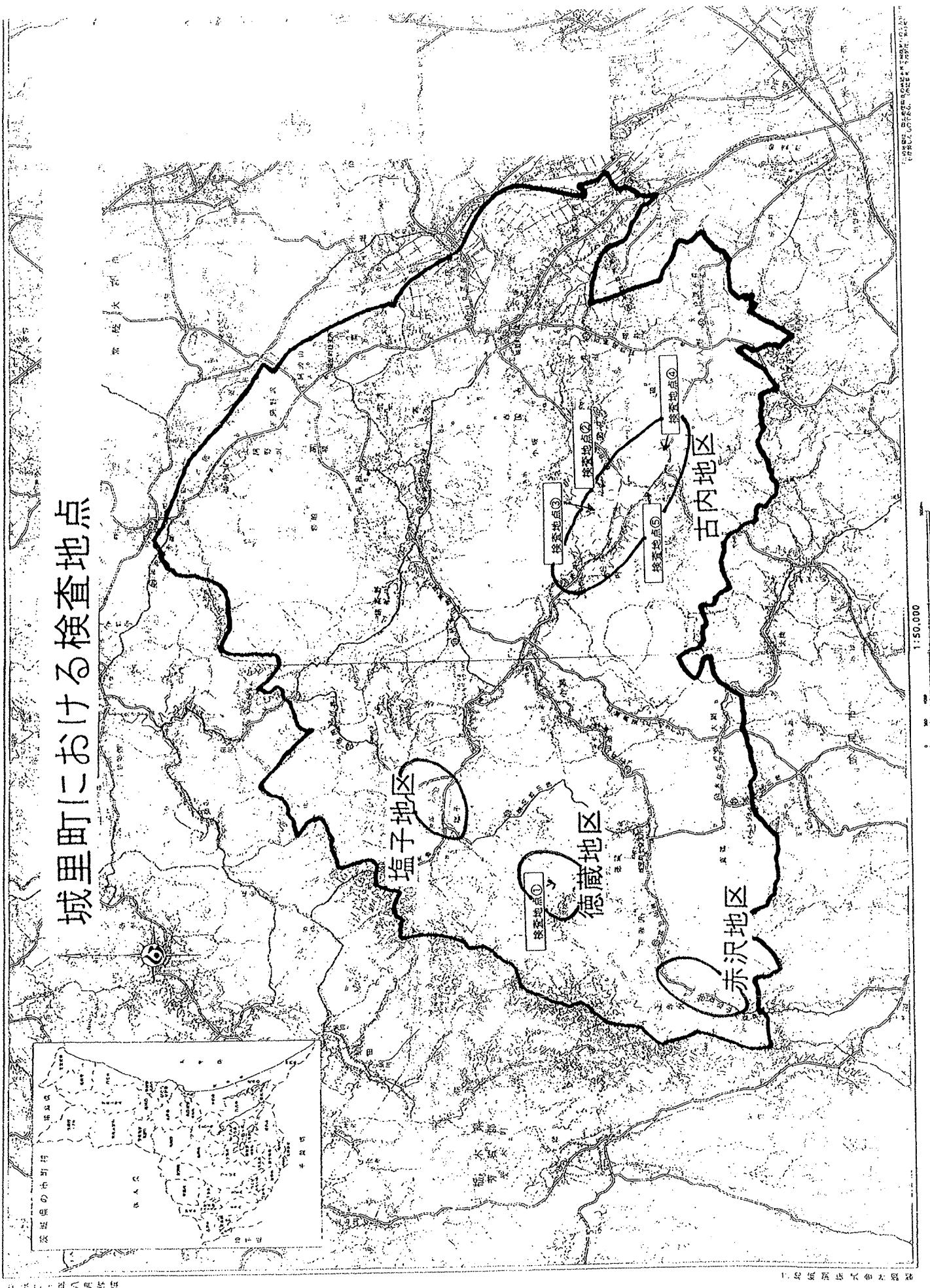


- 出荷制限指示地域 36市町村
  -  今回解除を申請する地域

(ha, 戸)		
市町村名	栽培面積	農家戸数
城里町	55	64
石岡市	3	1
那珂市	7	3
合計	65	68

栽培面積 : H18農林水産統計年報より  
農家戸数 : 2010農林業センサスより

# 城里町における検査地点



## 石岡市における検査地点

